



建 対 第 6 6 4 号
令和8年 1月 6日

建設業者団体の長 殿

山梨県県土整備部長
(公印省略)

通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集（通知）

このことについて、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から別添のとおり通知がありましたので、貴団体におかれましては、本事例集で示した事例は建設業法上問題となり得ることに十分留意し、適正な労務費が確保された取引に努められるよう、本事例集の趣旨及び内容を了知の上、貴団体傘下企業に対しこの旨の周知徹底方よろしくお願いするとともに、引き続き建設業者の法令遵守の推進が図られますよう指導方併せてお願いします。

なお、本事例集については、下記の国土交通省HPに掲載されております。

□「通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集」

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

山梨県県土整備部県土整備総務課
建設業対策室 遠藤
TEL : 055-223-1843
FAX : 055-223-1844